



# 「東通原子力発電所の防護設備の性能試験等の未実施及び不適切な試験記録等作成」に関わる 根本原因分析結果および改善措置計画について

当社は2月18日、東通原子力発電所の防護設備における不適切事案について、根本原因分析の結果や改善措置活動の計画を取りまとめ、原子力規制庁および東通村、青森県にご報告いたしました。

改めてとなりますが、本事案は、原子力事業者としての信頼を損なうものとして、非常に重く受け止めております。地域の皆さまにご心配とご不安をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

今回策定した改善措置を確実に実施していくことで、同様の事案が二度と発生しないよう、再発防止を徹底してまいります。引き続き、「PSつうしん」やさまざまな機会を通じて丁寧に改善の状況をお伝えし、地域の皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

## 事案の概要（本事案の経緯は裏面に記載しております）

- 本事案は、東通原子力発電所の防護設備における性能試験および保守点検（警報表示機能確認）について、当社社員が求められる試験・点検を実施していない状態で、実施済みとして記録を作成するなどの不適切な取り扱いを行っていたものです。
- 昨年11月20日の原子力規制委員会において、本事案に対する根本的な原因の分析を踏まえた改善措置活動の計画について、本年2月末までに原子力規制庁に報告することが求められました。

## 根本原因分析の結果

- 本事案に関わる直接原因の分析や、直接原因を踏まえた再発防止対策の立案・実施については、昨年9月までに全て完了しております。
- そのうえで、さらなる改善策の検討に向けて、直接原因の背後要因を洗い出し、整理・分析を行った結果、以下3つの根本的な原因があったと考えております。

根本原因	主な背後要因など
問い直す意識の弱さ	前担当者からの引継ぎ内容を継続するのみであり、試験・点検の目的、試験・点検方法が正しいか、試験・点検結果が正しく記録されていたかといった点が確認されず、誤った行為に気づくことなく長く続いてしまった。
核物質防護業務の重要性に対する認識不足	核物質防護設備の性能試験・保守点検が、定められた手順通りに省略せずに実施する必要がある重要な試験・点検であることが十分に理解されていなかった。
現場に対する本店や発電所幹部の関与不足	本店原子力部および東通原子力発電所幹部は、核物質防護業務が適切に実施されていることを、根拠となる記録を含めて確認せず、核物質防護課にまかせきりになっていた。

## 改善措置計画の概要

- 左記の根本原因のみならず、内部統制（業務管理の仕組み）やガバナンス（会社運営の体制）、安全文化（安全を最優先にする職場風土）、核セキュリティ文化（核物質や施設を守る意識）の面からも生じた課題に対して必要な対策の検討・立案を実施しました。そのうえで、社外弁護士などの独立した第三者で構成される「独立検証委員会」の提言を盛り込んだ、計19項目の改善措置を策定いたしました。
- 今回策定した改善措置については、実施計画（アクションプラン）を定めて確実に実施するとともに、実施状況をモニタリングし、再発防止の徹底を図ってまいります。

課題・強化項目	改善措置
根本原因	1. 業務の計画・監視・評価・改善に係るPDCAサイクルのマニュアル等への明文化※ 2. 核物質防護課の増員や力量向上等による人的資源の強化 3. 核物質防護業務に必要な力量の明確化、力量獲得・維持に向けた教育の定例化※ 4. 他事業所評価における文書閲覧・インタビュー手法の導入
	5. 核物質防護の重要性に係る本質的な理解に向けた、本店原子力部・原子力発電所共通の体系的な教育 6. 規制要求事項や業務品質確保の重要性の理解に係る事例教育の強化
	7. 本店原子力部における専任人材の増員等による人的資源の強化 8. 核物質防護規定における本店原子力部と発電所の役割・責任の明確化 9. 女川、東通両原子力発電所間のマニュアル等の整合性確保 10. 本店原子力部による定期的な現場観察を通じた現場実態の把握 11. 原子力発電所幹部と核物質防護課員との対話の定例化 12. 経営層と原子力発電所員の定期的な対話※ 13. 原子力安全推進会議等における核物質防護業務の報告範囲拡大
内部統制・ガバナンス	14. 核物質防護業務の潜在リスクを本店原子力部と発電所が議論・検討する仕組みの構築 15. 原子力考査対象および手法の見直し
安全文化・核セキュリティ文化	16. 安全文化に係る的確な現場実態の把握と活動への適切な反映に向けた自己評価手法の改善 17. 核セキュリティ文化醸成活動の見直し 18. 核セキュリティ文化に係る的確な現場実態の把握と活動へ適切に反映できる仕組みの構築
全社大のコンプライアンス	19. 全社大でのコンプライアンスリスクの評価および管理の見直し※

※青字は、独立検証委員会からの提言に関連した改善措置です。

## 事案の経緯（PSつうしん2025年12月14日号でお知らせ済み）

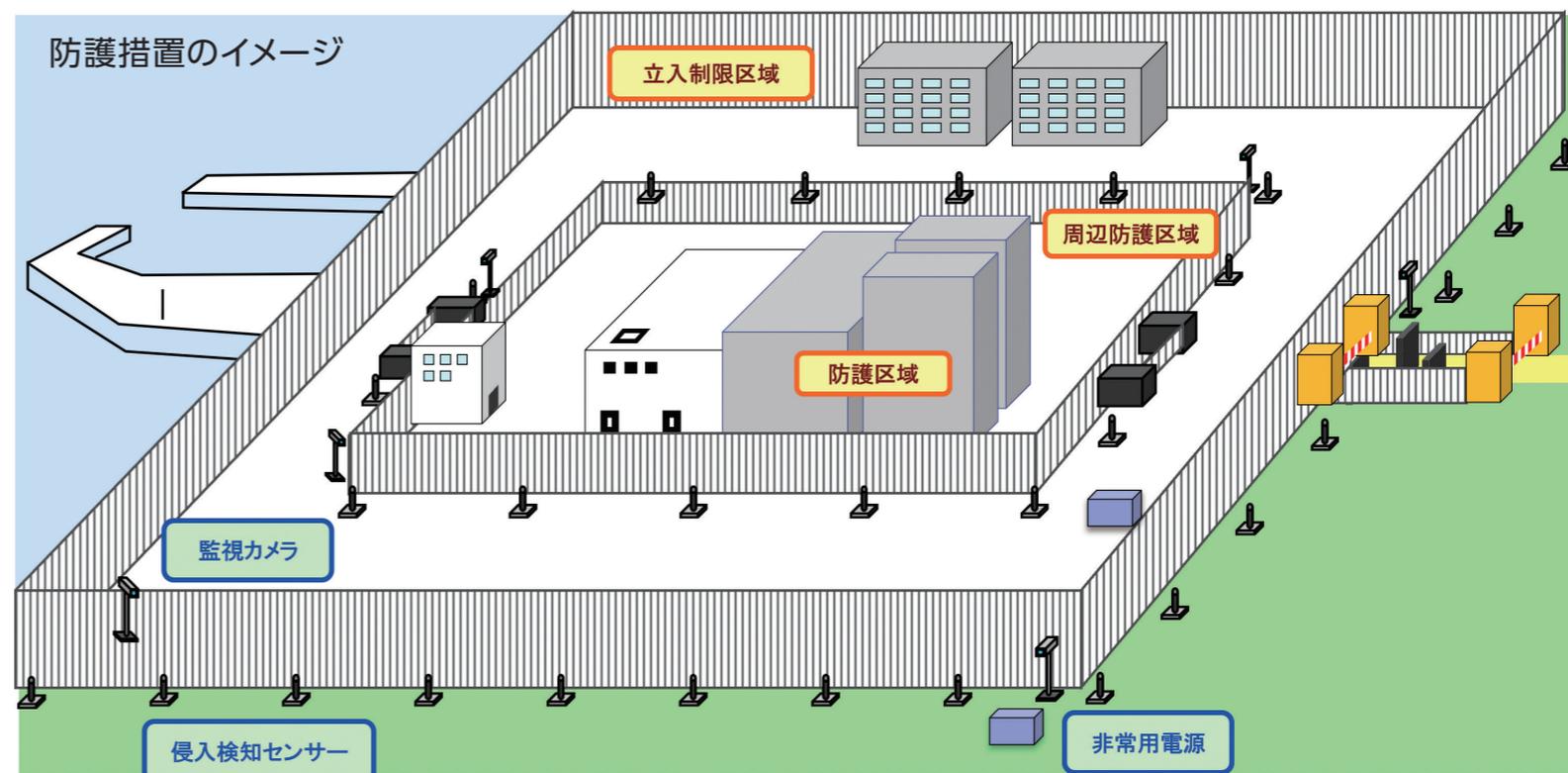
- 2025年6月12日、東通原子力発電所で原子力規制庁による核物質防護に関わる日常検査が行われた際、2024年度に実施した立入制限区域の性能試験に関わる記録の多くが「2025年3月25日」と記録されていることについて、当該性能試験の作業状況と記録の根拠について問い合わせを受けました。
- 担当者に事実関係を確認したところ、「回数を省略して実施した」との回答があり、翌6月13日に警報発報履歴と照合した結果、発報回数が不足していたことから、防護設備の性能試験に関わる記録作成に不適切な取り扱いがあったことが判明しました。
- 過去の性能試験記録の調査を行う中で、保守点検（警報表示機能確認）の記録にも不適切な取り扱いがあることが判明しました。
- 本事案を確認して以降、速やかに性能試験および保守点検（警報表示機能確認）を改めて実施し、防護システムとして求められる性能・機能に問題がないことを確認しました。
- 2025年7月9日～11日の原子力規制庁による臨時検査でも、防護システムとして求められる性能・機能に問題がないことを確認いただきました。
- 本事案を確認して以降、事案確認および直接的な原因の分析を進め、必要な再発防止対策を立案し、その内容について2025年9月24日に原子力規制庁に確認いただきました。直接原因を踏まえた再発防止対策は、同年9月30日までに全て実施しています。
- 2025年11月20日に開催された原子力規制委員会で、本事案に関わる原子力規制検査の結果が報告・評価されました。原子力規制検査では、意図的な不正行為について、当社がこれを長期間自ら発見できなかったことが問題として指摘されました。また、法令遵守や核セキュリティ文化の醸成に向けた組織的な取り組みが必要であると判断されました。原子力規制庁より当社に対し、根本原因分析を踏まえた改善措置活動の計画などについて、2026年2月までに報告することが求められました。

「性能試験」とは…

「複数の侵入パターンについて、センサーが検知できるか」など、防護システムとしての性能を確認する試験のこと。

「保守点検」とは…

「センサーが検知できる」「カメラが撮影できる」「フェンスが壊れていない」など、個々の機器・設備の動作・機能が健全であることを確認する点検のこと。



核物質防護とは、核物質が盗まれたり、不正に持ち出されたりすることを防ぐための取り組みです。法令に従って防護措置を講じることが義務づけられております。

## 経営責任

- 本事案について、当社は、社長をトップとした全社体制のもと、事案の確認や原因分析、改善措置の検討を進めてまいりました。
- 本事案は、原子力事業者としての信頼を損なうものであることから、経営としての責任を明確にするとともに、経営層が先頭に立って再発防止に取り組む決意を示す必要があると判断し、関係する役員（樋口会長、石山社長、金澤副社長、青木常務、阿部原子力部長、小笠原東通原子力発電所長の6名）について、月額報酬の20%を2カ月の間、自主的に返上することといたしました。併せて、本事案の発生を未然に防止すべき立場にあった原子力担当役員に対し、社長から厳重注意を行いました。
- また、本事案に関与した社員の処分については、社内規程に基づき厳正に対処してまいります。

根本原因分析の結果や改善措置活動の計画は、改善措置報告書として取りまとめ、当社ホームページにて公開しております。

